

○ 堺市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表（傍線の部分は改正部分）

改正前	改正案						
堺市地域公共交通活性化協議会規約	堺市地域公共交通活性化協議会規約						
(省略)	(省略)						
(分科会)	(分科会)						
第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。	第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。						
2 協議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。	2 協議会は、 その定めるところにより 、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。						
3 分科会の組織、議事、運営その他必要な事項は設置規約等で定める。	<u>3 分科会の名称、協議事項及び前項に規定する事項は、別表のとおりとする。</u>						
(省略)	<u>4 分科会での協議事項及び議決事項は協議会に報告することとする。</u>						
(省略)	<u>5 分科会は、分科会の組織、議事、運営その他必要な事項について、設置規約等で定めなければならない。</u>						
附 則	附 則						
この規約は、令和4年12月22日から施行する。	この規約は、令和4年12月22日から施行する。						
	<u>附 則</u>						
	<u>この規約は、令和5年4月1日から施行する。</u>						
	<u>別表（第13条第3項関係）</u>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">協議事項</th> <th style="text-align: center;">第13条第2項に規定する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">堺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）</td> <td style="text-align: center;">地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項及び交通会議の運営方法</td> <td style="text-align: center;">地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項及び交通会議の運営方法</td> </tr> </tbody> </table>	名称	協議事項	第13条第2項に規定する事項	堺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項及び交通会議の運営方法	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項及び交通会議の運営方法
名称	協議事項	第13条第2項に規定する事項					
堺市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項及び交通会議の運営方法	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃若しくは料金等に関する事項及び交通会議の運営方法					